

変形労働時間制って何?!

「1年単位の変形労働時間制」とは、忙しい時に勤務時間を長くして、忙しくない時に短くするというもの。この秋の臨時国会で、「1年単位の変形労働時間制」を条例により実施できるように法案を提出しようとしています。「変形労働時間制」によって超勤は勤務時間内となり、数字のマジックで「超勤は減った!」かのように見えるのです。ますます根本的な解決から遠ざかってしまうことに……。

何が問題なの?

そもそも、私たちのたちの**長時間労働は常態化**しています。凸はあっても凹はないのです。私たちの**超過勤務は1日1時間では終わりません!**

モデル校の試行では、子育て・介護中の人には除外しました。子育て・介護中の人には**適した制度ではない**からです。みんなにとってよい制度にするべきです。

そして、拘束時間が長くなります。超過した1時間分はもちろんのこと、休憩時間は今までの45分から60分

に延ばさなくてはなりません。**実質1時間15分延びることになります。**このことから、私たちの超勤はますます深刻な事態になります!

今こそ「割り振り変更」の充実を!

今までにある制度で「割り振り変更」があります。この「割り振り変更」だったら、**個々に応じた働き方、しかも実態に応じた対応**ができます。中学校の**部活動が「割り振り変更」の対象になっていない**ことも大きな問題です。何がその対象になるのかとか、なかなか申請しても取れないとか、問題点が多くあるからこそ、「割り振り変更」を充実させ、意図的に凹をつくり、真の凸を振り替えていただきましょう!

私たちの長時間労働は、**教職員を増やす**こと、仕事を減らすことでしか解消されません。でも、目の前に迫りくる「変形労働時間制」の前に、この「割り振り変更」の充実を強く訴えていきたいと思っています。

